



2017年 3月 23日発行

NPO法人

湘南ふくしネットワークオンブズマン

「成年後見支援センターだより」

編集責任者 藤本 直也
〒253-0043 茅ヶ崎市元町5-2 2
永井ビル3階
電話・FAX 0467-85-6660



<成年後見支援センター主催講演会>

親の老後・親なき後・・・「成年後見人」ができること

2016年11月26日(土) 13時30分～ 2時間、「親の老後・親なき後・・・『成年後見人』ができること」というテーマで、講演会を開催しました。参加者は31名でした。

講演会は、まず、当センター職員による成年後見制度についての概要の説明、次に、現在、成年後見制度を利用されている当事者の方々2組による発表、さらに、親なき後のために考えておくことをお伝えし、最後に、参加者の方々4組の個別相談をお受けしました。

当事者の方の1組目は、専門職の成年後見人がついているご本人に、当センター職員が質問をし、成年後見人が補足の説明などをされる形式の発表でした。

2組目は、専門職後見人が選任されている方の親御さんに、成年後見制度を利用することになった経緯や、親御さんからのお話をさせていただきました。

申込予約制の相談会では、今すぐに後見の申立の準備をしたいという親御さんのご相談や、お子さんが20歳になったら後見申立をされるという親御さんからのご相談をお受けしました。

この度の講演会は、当センターを活用してくださった皆様のご協力をいただき開催できました。

これからも、当センターが、皆様のお力になりたいと思います。

どうぞ、後見の申立をお考えの際などには、茅ヶ崎市から委託されている当センターをご利用ください。



感想カード抜粋

- 後見制度の利用検討にあたって、とても参考になった。
- 実際に制度を利用されているご本人及び親御さんの貴重な話が聞けて良かった。
- 先延ばしにしてきた制度の利用を本格的に検討しなければと思った。
- 障害を持つ子の親として、大変、参考になった。勉強していきたい。
- 実際の支援の話も聞け、障害者の後見人をやっているの、今後の参考になった。
- 補助人は特に本人の意思を尊重しながらの支援が必要なので、難しいことが多いと思う。
- 成年後見制度を使うためには、たくさんの準備、労力が必要と改めて実感した。

* 親の老後・親なき後のために考えておくこと・・・ *

成年後見制度は判断能力が十分でない方のために、財産管理や契約を行うだけでなく、消費者被害などの不利益を被らないように本人の権利をまもる制度です。本人が亡くなるまでこの制度は続きます。成年被後見人の選挙権は回復されましたが、資格が制限されることもあります。また後見人には医療同意や保証人など、できないこともあります。第三者後見人には報酬が必要になります。このように早めに制度について勉強し、本人も含めた親族間で話し合いをして親なき後のために考えておくことが大切です。

[誰が後見人になるのか?]

- ① 元気なうちは親が後見人になり、いずれ第三者後見人等に交代
- ② 親が元気なうちから第三者後見人
- ③ 親と第三者等による複数後見

このようないくつかのパターンにもそれぞれ短所や長所がありますが、いずれにしても家庭裁判所に申立して、家庭裁判所が決定します。



成年後見制度の利用に向けて、福祉サービスの利用や関係機関との連携をとっておき、もしもの時に何らかの支援を得られるようにしておくこと。また本人の成育歴や想いや願いなどをサポートブックに記入しておくことが、第三者後見人にとっても本人自身の意思決定を大切にしていく上で必要だと思います。

詳しいことは、成年後見支援センターにご相談ください!!

* 成年後見支援センターの相談より *

成年後見支援センター(以下「当センター」という)は、親族及び家族(以下「親族」という)からの相談がほとんどです。その中には、自分が後見人になることを希望される親族もおられます。

親族にそのような意向がある場合、当センターとしては、親族の意向に添えるよう家庭裁判所への提出書類に、親族が後見人を希望する事情などを的確に説明する記載方法を案内しています。

親族が後見人を希望しても、家庭裁判所から必ず選任されるという保証がないことは、必ずお伝えしています。後見開始の申立後、しばらくして「後見人に選任されました」と、お知らせいただくことがあります。そのような場合には、当センターでは後見人になった親族(以下「親族後見人」という)の相談にも、継続的に応じていることを伝えています。

最近、当センターでは親族後見人からの相談に多くの時間を割いています。

後見人就任後には、家庭裁判所から財産を調べ直して、概ね1ヵ月程度で報告するよう求められる場合があります。銀行、市役所及び年金事務所などへの各種届出、また、法務局の登記事項証明書の取寄せなど、親族後見人が一度に沢山の後見事務を処理することが重なる場合もあります。親族後見人として慣れない後見事務の処理に忙殺され、財産管理などの気苦労も重なり、親族後見人になったことを悔やんでいる方もいるように思われます。

当センターでは、親族後見人の伴走者の気持ちで、時間をかけて丁寧に相談に応じています。



* フィエスタ翔に参加しました！ *

2016年10月29日(土)、社会福祉法人「翔の会」主催のイベント「フィエスタ翔2016」がTOTO茅ヶ崎工場にて開催されました。成年後見支援センターも初めて参加、会場の入口近くにブースを設け、成年後見制度の啓発活動を行いました。

当日は、関係団体などから、焼きそばや豚汁などの食べ物店や衣類、雑貨の販売などの出店で賑わい、またダンスグループの踊りや太鼓などの演奏もあり、参加者の翔の会の利用者やそのご家族、地域の方々などは終日、楽しく過ごされていました。

当センターブースでの相談はありませんでしたが、用意した資料100セットは午前中できなくなり、11月末に行った講演会「親の老後、親亡き後…『成年後見人』ができること」にも数名から直接お申し込みを頂くなど、関心の高さを改めて感じた参加でした。



福祉相談室との意見交換会

成年後見支援センターと茅ヶ崎市福祉相談室との意見交換会が、9月29日(木)、茅ヶ崎市総合体育館で行われました。福祉相談室は、地域包括支援センター内にあり、保健、医療、福祉に関する、分野にとらわれない初期相談に応じる総合相談窓口です。センターから4名、福祉相談室から14名、茅ヶ崎市役所から1名が参加し、約2時間にわたり、意見交換会を行いました。センターと福祉相談室が、お互いの仕事内容、日ごろの相談内容や傾向などを紹介し合い、その後、福祉相談室から出された成年後見関係の相談事例に基づき、疑問点や課題に対し、お互いに意見を出し合いました。また、福祉相談室より、成年後見に関し日ごろ疑問に思っていた点の質問が出され、センターがお答えする時間も持ちました。2時間はあっという間に過ぎ、今後のお互いの相談活動のために、大変有益な意見交換会を持つことができました。



茅ヶ崎市28年度成年後見制度講演会でセンターを紹介しました

12月18日(日)13:30より、本庁舎4階会議室にて茅ヶ崎市平成28年度成年後見制度講演会が開催されました。まず、文教大学演劇部による寸劇があり、独居認知症のおばあさんと悪徳商法販売員の名演技に、一気に会場は盛り上がりました。次に、尾上司法書士より、「なるほど、納得!成年後見制度～自分らしい生活のために～」のタイトルで講演が行われ、物事の判断が難しい方の為の「法定後見制度」と、判断能力があるうちに将来に備えて契約を結んでおく「任意後見制度」等の基本的な説明がありました。成年後見支援センターとしては、紹介説明と合わせて会場後部のブースにて、休憩時間・講演終了時に展示説明を行いました。100名以上の方が熱心に講演を聴かれ、後見人の選定・抗告・報酬、代理権、初回報告、(居住用)不動産処分 / 市民後見制度 / エンディングノート / 任意後見制度利用のタイミング / 遺言書 等々、様々な質問が寄せられました。

編集後記

- ・市民の皆さんに更なる制度啓発を!(C)
- ・センターは後見制度の一里塚(Y)
- ・備えあれば憂いなし成年後見制度!(N)
- ・成年後見、知らない方がまだ沢山(S)
- ・フィエスタ翔想い集めて笑顔溢れる(H)
- ・後見制度は老後を支える第2の杖(T)

NPO法人 湘南ふくしネットワークオンブズマン

成年後見支援センター

住所: 茅ヶ崎市元町5-22 永井ビル 3階

電話・FAX: 0467-85-6660

月・水・金の10:00~17:00(祝祭日はお休み)

相談無料・個人情報必ず守ります・要予約